

別記様式第29号（第14関係）

埼玉県公安委員会告示第 101 号

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定を行ったので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月22日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤 久仁恵

1	申請者の氏名又は名称及び住所		株式会社アムテックス 東京都台東区東上野一丁目16番1号
	法人にあつては、その代表者の氏名		金子明利
	型式 の 概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	ぱちんこ遊技機
		型式名	eバキ2LCM2
		製造業社名	株式会社アムテックス
	検定番号		510831
検定の有効期間		令和8年5月22日から3年間	
	申請者の氏名又は名称及び住所		
	法人にあつては、その代表者の氏名		
	型式 の 概要	遊技機の種類	
		遊技機の区分	
		型式名	
		製造業社名	
	検定番号		
検定の有効期間			
	申請者の氏名又は名称及び住所		
	法人にあつては、その代表者の氏名		
	型式 の 概要	遊技機の種類	
		遊技機の区分	
		型式名	
		製造業社名	
	検定番号		
検定の有効期間			